

第2回 組合員・認定農業者の皆さまとJA役職員との語る会及び 総代会前地区別説明会で出された意見要望と今後の取り組みについて

平成30年2月に開催した語る会、また、平成30年5月に開催した総代会前地区別説明会において、それぞれ皆様より多くのご意見・ご要望をいただきました。それらに対する回答と進捗状況・今後の取り組みについてまとめさせていただきましたので、ご報告いたします。



ご要望にお応えしました！

Q1 業者の価格調査と入札による価格引き下げにもっと取組んでほしい。

A 昨年実施した第1回組合員・認定農業者の皆さまとの語る会をはじめ多くの意見が出されたことから、1月に量販店を中心に価格調査を行い、6月まで価格引き下げによる特別販売を実施いたしました。また、7月に肥料の価格見直しが行われたことから、肥料・農薬の価格調査を再度行いました。調査結果につきましては、JAの方が安いもの、量販店の方が安いもの等あったことから再度、7月23日から価格引き下げによる特別販売を実施しておりますので是非ご利用をお願いします。なお、今後も適時価格調査（9月末予定）を行いながら対応していくとともに、生産資材を1円でも安く供給できるよう低コスト化に向けた取組みを継続して行って参ります。

Q2 Aコープや物産館に時々野菜を出しているが、正組合員資格は満たしていない。資格基準の見直しはできないか？小規模農家にも目を向けてもらいたい。

A 昨年実施した組合員・認定農業者の皆さまと語る会等においても意見が出されたことから、今年の総代会にて定款変更を行い正組合員資格の要件を緩和いたしました。
《定款変更内容：JAあいら管内で5アール以上の土地を耕作している方、もしくは年間60日以上農業に従事されている方は正組合員とされます。》
これまで正組合員に加入できなかった自給的農家・小規模農家の皆さまの加入により、地域のより多くの農家の方々の意見を反映させた農協経営を進めることで、更なる地域の農業振興に寄与していきたいと考えております。

Q3 営農指導体制を強化してもらいたい。

A 組合員の経営形態の多様化が進んでおり、それに見合った営農指導体制の整備を進めるため、平成30年4月より、営農指導に特化した営農専門指導員4名を本所に配置し、部会員を中心に徹底した農家巡回を実施しています。また、地域農業をけん引する経験豊富な3名の生産者の方を営農アドバイザーとして委嘱し、ビジョン品目生産農家への定期的な巡回をお願いしております。今後も組合員の皆さまに対し、質・量ともに十分な営農指導を提供できるように努力して参ります。

Q4 特売品目を増やしてもらいたい。

A 平成30年園芸春肥フェアにて品目の拡充を図りました。
追加品目のご要望等ありましたら、ご相談下さいますようお願いいたします。

Q5 広報誌に相続の豆知識が載っており、ご不明な点は、最寄りのJA窓口にご連絡下さいと書いてある。どの支店窓口でも対応可能なのか？

A 平成29年度に相続対策実施要領を定め、全支店で相続相談対応を実施しています。また、相続相談に対応できる職員を養成する取組みとして、ファイナンシャルプランナー資格取得に取り組んでおり、現在FP2級資格取得者12名、FP3級資格取得者が75名在籍しております。今年6月末には相続に関する「終活セミナー」を始良地区で初めて開催し、大変好評で問い合わせ等多くいただいたことから、今後、9月に国分地区、10月に隼人地区、11月に栗野地区にて開催予定であります。その際は、是非ご参加ください。

Q6 横川地区のATMを土日も稼働することはできないか。

A 以前より霧島市役所横川総合支所外設置のJAバンク・ATMについて、休日稼働のご要望をいただいておりますが、このたび3月3日（土）より土・日・祝日についても午前9：00～午後5：00の稼働を開始いたしました。今後とも皆さまのご利用をよろしくお願いいたします。

改善取り組みさせていただきます

Q7 精算書が届くのが遅い。

A 一週間単位で精算書を整理し、集荷場など荷受場所でお渡しできるように改善いたしました。尚、出荷終了され集荷場に来られない先へは郵送での対応をいたします。また、集荷品に規格外がでないよう、巡回指導、出荷協議会等で目揃え指導を徹底するとともに、規格外品が発生した場合は、速やかに生産者へ連絡いたします。

Q8 肥料を配達する前に連絡を入れてもらいたい。

A 配達場所等の事前確認をするなど、運送業者との連携強化を図ります。

Q9 予約書に書いた指定日に配達をしてもらいたい。

A 期間によっては集中配送となり指定日にお届け出来なく申し訳ありません。今後は指定日に配達できない場合は事前に連絡を取るよういたします。

Q10 裸麦の販売を早期に完了させ、代金を早く精算してほしい。

A 農協に販売委託された精麦代につきましては、四半期毎に精算しておりますが、現時点では販売完了していません。今後も早期に精算できるよう行政を中心とした中で販売促進に努めて参ります。

Q11 補聴器の案内DMが1軒に3通も届いた。

A 組合員全員に配布しておりました。住所での名寄せを行い適正な案内をさせていただきます。

Q12 組合員へのキャンペーン時適用金利について説明が不足していた。

A キャンペーンの適用金利については、組合員の有無で大きな差があり低金利の状況下では、お客様の立場になり親身に対応すべきでしたが、配慮が足りませんでした。今後は、支店長を含む全職員で親切丁寧な対応に努めて参ります。

Q13 マイカーローンについて相談をしたが、他の手段・提案までしてほしい。

A 各種ローンにおいては、借入比率や返済比率により融資が出来ない場合が発生しますが、事業内容等によってはプロパー資金の対応が可能な場合がありますので、今後は慎重に対応いたします。

Q14 上/SSの柱の修理をしたほうがよいのではないか。

A 柱の塗装については、業者から見積りを取得しながら検討を進めております。天候を見ながら8月中に実施する予定であります。

現在取組み中です！

Q15 購買窓口や農機具センターの営業時間延長や土日も利用できるようにしてほしい。

A 5月～10月の期間、西部営農センター購買課（始良地区）で土・日・祝日の午前中営業、中部営農センター購買課（溝辺地区）で土・日の午前中営業をしています。また、農繁期や病害虫防除速報が出された際などは拠点購買店舗にて営業時間の延長も行っておりますので、ぜひご利用ください。さらに、農機具センターにおいては、農繁期の6月と10月、土・日営業ならびに、営業時間を2時間延長し午後7時まで対応しています。また、年間を通じ土・日は電話による受付も行っておりますので、ご利用の際はお気軽にお電話ください。

Q16 肥料注文は農家に出向いて注文をとってもらいたい。

A 各購買店舗において、訪問活動による予約注文書の回収に取り組めます。また、全戸訪問活動での注文書回収の取り組みも実施いたします。

Q17 新しい農薬等については、講習会を開いてもらいたい。

A タブレット端末を各購買店舗に配布しており、その中の農業図書館による対応や、購買担当者への研修会を実施しておりますので、お気軽に職員までお尋ねください。また、組合員を対象とした集合指導や各種部会研修会等にメーカー講習会も取り入れて参ります。

Q18 資材の注文書と一緒にチラシがほしい。

A 経済連・メーカーとも相談しながら、参考となるようなチラシを付けて予約注文の取組みを実施させていただきます。

Q19 農業機械導入にあたって県や市などの補助事業はあるのだろうか？

A 農機具担当や営農指導員にご相談ください。定期的に行行政巡回しておりますので、情報等をお繋ぎいたします。

Q20 農機具の処分をしたいがどのようにすれば良いか？

A 中古農機として再利用できるものは委託販売方式により展示会への出品や、販売の取組みを行っております。中古農機情報等については、お気軽に農機具センターにご相談下さい。（総合農機センター TEL：0995-59-3887）

Q21 営農に関する相談は、どこに問い合わせをすれば教えてもらえるのか。

A 各地区営農センターの営農課、または本所の農産茶業課へお気軽にお問い合わせ下さい。
[西部営農センター：TEL 0995-65-2041] [中部営農センター：TEL 0995-64-9891]
[北部営農センター：TEL 0995-54-1778] [東部営農センター：TEL 0995-49-8701]
[本所 経済部 農産茶業課：TEL 0995-43-7310]

Q22 営農指導員の確保を図ってもらいたい。

A 平成30年度においては営農指導員1名を採用いたしました。7月には農業大学校で開催された「就農相談会」に参加しています。今後も農大や、農業系の高校等に出向き、指導員の確保に取り組めます。また、一般職員からの指導員登用も検討して参ります。

Q23 春花地区（始良）の集落営農の取組み支援を引き続きお願いしたい。

A 春花地区の集落営農については、始良市の人・農地プランと合わせて、地区の認定農業者の方々へ周知を行い土地の流動化・集積を進めていきます。

Q24 事業承継の相談支援をお願いしたい。

A 今後相続等を含め多くの事業承継案件が想定されることから、平成 29 年度より相続対策実施要領を制定し取り組んでいるところにあります。その中で農業経営支援部を中心として、JA 全体で支援する体制を整えておりますのでお気軽にご相談ください。

Q25 免税軽油とは何か。手続きはどのようにすれば良いか？

A 免税軽油とは農機具に使用する軽油代金の軽油取引税(32.1 円)部分が免除されるものです。手続きについては事前に県に申請する必要があることから、農業経営支援部で支援を行っておりますのでご相談ください。(本所 農業経営支援部 TEL: 0995-43-7396)。
なお、今年度 4 月から新規 4 先、継続 63 先の農家の手続き支援を行っております。

Q26 販売事業の赤字体質を改善すべきではないか。

A 農産販売事業につきましては、経営改善に向け四半期毎に収支改善プロジェクトを開催しながら、新たな取り組みの検討等、改善に向けた取組みを進めております。なお、経済事業の子会社化による収支改善の取組みについても、平成 30 年度より検討を進めている所にあります。

Q27 硫黄山噴火による影響への対策はどのように行ったのか？

A 川内川流域では、湧水町管内で 220ha が稲作中止に追い込まれました。これまで、当 JA では、災害対策本部を立ち上げ、予約注文者を中心に肥料・農薬のキャンセルの受付、播種準備のために使用した種籾や作付け出来ない種籾の無条件返品に応じました。また、肥料・農薬について配達済みのものは不要であればこちらから取りに伺いました。
次に、国への要請を県・町と連携し、県選出国會議員や関係省庁へ中央要請を行いました。また、農業を中核的業務とする JA として湧水町農業の復興のために、JA あいら及びあいら共同(株)の役職員による支援金を募集し 7 月 17 日に 736,400 円を湧水町へ贈呈いたしました。

Q28 JA あいら管内の米や茶のブランド化を図り、海外へ向けて販売をしてほしい。

A 米のブランド化について、霧島市管内においては「霧島そだち」、湧水町管内においては、行政で商標登録している「湧水米」の販売強化に取り組んでおります。茶のブランド化については、霧島茶の地域団体商標登録の認可に向けて手続きを進めながら 6 次化商品の開発も進めています。海外への販売取組みについては、現在有機茶の面積を拡大させながら、関係機関一体となった取組みを進めています。

Q29 温室のモニタリングサービスの導入は考えていないのか。

A JA あいら管内にはトマトなどの施設野菜があることから、今後、データに基づく栽培・肥培管理の徹底により品質向上や収量の増加が見込まれます。今回、始良伊佐地域振興局が 2 台所有、園芸振興協議会始良支部で 1 台購入し栽培データ収集のため施設園芸先へ貸出し、生産者、指導員間等での利用を行っているところであります。これらのデータ収集により栽培管理活用や品質、収量を見て普及の可能性を技連会等で検討して参ります。

Q30 第12回鹿児島全共への取組みはどのように進めていくのか？

A

4年後霧島市で開催される第12回全国和牛能力共進会対策は、対策協議会を関係機関と5月に設立しました。今後、役職員、畜産関係者をはじめ、商工業や観光業等の関係者など、幅広い分野の方々のご協力をいただきながら、総員体制で取組みを進めて参ります。

Q31 子会社設立準備室では、どのような事業を検討していくのか？

A

昨年12月まで「子会社設立検討特別委員会」にて、子会社化による事業展開の可能性について検討してきました。それらを受け、平成30年4月より子会社設立準備室を設置し、育苗センターの集約や効率化、農業経営・後継者育成事業等による子会社設立に向けて具体的に検討を進めております。

Q32 災害支援対策積立金とはなにか？

A

新燃岳や硫黄山、桜島の降灰をはじめ地震・台風・口蹄疫等による自然災害を想定し、農家組合員の営農の継続が困難になるなど、経営に支障が出た場合に緊急支援が行えるよう積立目標額を2億円として、本年度5千万円の災害支援対策積立を行っています。組合員に対し、緊急支援を行う場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すこととしております。なお、川内川以外の河川の汚染についてもご意見を伺っていますが、霧島市では管内の水道の水源、河川、温泉等の水質検査の実施、並びに農業用水の取水口における水質検査結果については、全てにおいて環境基準の範囲内であった事が霧島市のホームページにて公表されております。

Q33 正組合員・准組合員の出資金比率はどのくらいか。

A

平成30年2月末時点の総組合員数は22,236名（正組合員9,076名、准組合員13,160名）1人当たり平均出資金額は、正組合員126千円・准組合員65千円、残高の比率は、正組合員56.4%・准組合員42.3%です。

Q34 准組合員にも協力・理解を得る説明がもっと必要ではないか。

A

准組合員による信用事業や共済事業の利用が農協経営には大きく貢献しております。結果としてその利益で赤字部門である農業関連事業への補てんや事業分量配当・出資配当等組合員への還元を賄っている状況にあります。

准組合員の理解醸成について、昨年より、新規組合員加入時に重層訪問を行い、准組合員の役割を説明し、地域農業の応援者であり、地域の食と農を守るサポーターとして正組合員の事業を応援していただくことをご理解してもらう活動を継続して行っています。

また、組合員・地域住民を対象に、JAをもっと身近に感じてもらう取り組みとして「支店ふれあい感謝祭」を企画し、アンケートやクイズを活用した理解促進を進めています。7月29日（日）に溝辺支店で開催し、他店舗でも順次開催して参りますので、是非ご参加ください。

Q35 自己改革の取組みをどのように進めていくつもりなのか。

A

協同組合の基本に立ち返りながら農業者の組織として、農業者の所得増大、農業生産の拡大に取組むとともに地域の核となり、地域に必要とされるため、地域の活性化を目指して自己改革に取り組んでいきます。

自己改革の取組みを進めるにあたっては、組合員（認定農業者）の皆さまからの意見要望をお聞きした上で、自己改革の取組みをさらに実のあるものにさせていきたいと考えております。今回出されました意見要望をもとに、これから取り組むべき課題をはっきりさせ、自己改革の取組みをさらにスピード感をもって取り組む所存でございます。

Q36 自己改革の取組みを、すべての職員に周知し実行して欲しい。

A 6月11・12日にかけて開催した職員全体会において、自己改革の取組みについて職員一人一人が自らの事としてスピード感をもって取り組むよう研修しました。また、自己改革の取組みについては6月18日に自己改革推進会議を開催し、第1四半期の進捗状況の確認と今後の取組みについて情報共有を図っております。

Q37 農協を利用して組合員に還元されるのが農業協同組合であるので、組合員が農協を利用する様に改革してほしい。

A 平成29年度、組合員の皆さまへは利用に応じた奨励金、JADDOポイント還元など約7千円を還元しました。また、野菜・茶の販売高に対する事業分量配当金についても6月29日に11,858,917円(税込)を振込させていただきました。今後も組合員の皆さまの利用に応じた還元の実施と組合員の皆さまとの徹底した話し合いを通じて、「JAという組織が組合員の皆さまに必要な組織である」と思ってもらえるよう今後も取り組んで参ります。

Q38 JAマスコットキャラクターの今後の活用策はどのように考えているのか。

A JAあいら着ぐるみ隊のあり方について、経営企画合同会議で協議しJAあいら全役職員が管内の農畜産物ならびにJAあいらの事業・活動をPRするための意識を共有しながら、チームあいらとして活動をしていきます。

今後検討して参ります！

Q39 等級に関係なく米の買い取りをしてもらいたい。

A 以前に比べ、等級間価格差を縮小した仮渡金設定を行っており、当面の間は等級に応じた価格差により、仮渡金や買取単価を継続していくこととしておりますのでご理解いただきたいと思っております。なお、米の買取販売拡大に向けた取組みを継続しながら少しでも高く買い取りできるよう取り組んで参ります。

Q40 パレット積みの引き取りは、価格を安くできないか。

A パレット積み引取りに関しての要領を検討中ではありますが、現在、秋肥のとりまとめ中であり秋肥期間での対応は間に合いません。第4四半期にとりまとめる春肥予約に間に合うよう検討を進めて参ります。

Q41 農家の人手不足対策に対して農協に支援してもらいたい。

A 4月25日に鹿児島県とJA県連で農業の労働力不足解消を目的に「鹿児島県農業労働力支援センター」を設立しました。センターでは、今後様々な角度から検討を進めるとともに外国人技能実習制度に関する相談体制を整えています。また、農福連携については、福祉施設や行政と協議の場を設けて検討している所にあります。その中で、農業側でどのような作業に労働力が不足しているのか。また、福祉側はどのような労働力を担うことができるのか双方の内容を把握する必要があることから、第3回組合員・認定農業者と語る会において、アンケートを実施することとしております。その結果に基づき、農福連携の可能性について検討をすすめることとしております。

Q42 新規肥育牛センターの建設はできないか。

A 平成30年4月に吉松センターの全頭を霧島センターに移動し、当面はあいら中央・霧島センターの2か所で現状の飼養頭数を維持していく計画であります。将来的には、あいら中央センター1か所に集約させることを検討しながら、新設肥育牛センター建設等を含めて検討して参ります。

Q43 ヘルパー事業の検討は進んでいるのか。

A 全農家へ指導員が出向きアンケートを実施し、5月までに回収いたしました。現在は内容を精査しております。今後補助事業を活用した事業の検討をして参ります。
また、畜産部内にて勉強会を実施しながら課題の整理をしており、8月3日に肉用牛部会で協議をいただくこととしております。その結果を踏まえ実施について検討を進めます。
[今後の検討事項：事務員及びヘルパー要員について、ヘルパー利用組合の運営費について等]

Q44 本所事務所の建設計画はどうなっているのか。

A 現在具体的な計画はありませんが、施設整備に係る基本構想計画を策定しています。老朽化等による優先度も高くなっており、国分支店と同様早急に検討することとしています。

ご理解ご協力をお願いいたします

Q45 販売価格に応じた資材価格にできないか。

A 農産品の販売価格によって資材価格を変更することについては、個々のケースがそれぞれ異なるため対応は困難です。ご了承ください。
平成31年1月より収入保険制度がスタートし、農産物価格の下落等による収入が減った場合その一部（平均収入の約8割）が補てんされますので、ご加入をお勧めしているところです。
なお、加入にあたっては青色申告者であることが条件となっております。

Q46 複数農家でまとめて注文しても安くなるのか。

A まとめて注文いただくことは可能ですが、納品・請求等は取りまとめて注文いただいた組合員の方になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q47 認定農業者を対象とした値引きは出来ないか。

A 認定農業者をはじめとする専業農家の皆さま方を対象に、大口取引値引き、直送値引き、予約値引等の値下げに取り組んでおります。また、JADDOカードポイントの付与、事業実績により事業利用に応じた利用高の配当も実施している所です。
認定農業者のみを対象とした値引きではなく、JAは、組合員組織として認定農業者のほとんどの方もJAの組合員になっていただいていることから、生産価格引き下げの取組みについて組合員・部会を中心とした更なる低コスト化に向けて取り組んで参ります。

Q48 業者の安い培土をJAで取り扱ってほしい。

A 取扱いは可能ですが、JAで取り扱うとなると取引数量に応じたトラックの手配並びに運賃の支払い等が運送会社に対して発生してしまいます。
今年度の水稻予約注文書に育苗培土の大型規格商品の案内をしております。きりしま培土1tフレコン価格で15,200円（税別）となっており、業者の品物より良い商品と自信を持っており価格についても引けをとらない商品となっておりますので、こちらの商品をご利用いただきたいと思います。

Q49 バラ飼料の値下げも検討してもらいたい。

A バラ飼料の販売価格につきましては、組合員の低コスト化に向けた取組みとして手数料を大幅に下げて販売しております。また、取引数量に応じた奨励の実施やバラタンク設置については無料で設置させていただいておりますので、ご相談ください。

Q50 利用高だけでなく、利用率に応じた対応はできないか。

A J Aでは、組合員の皆さまを対象に各種値引きや奨励金等の支出を実施させていただいておりますが、取扱い量に応じたものになります。組合員毎の利用率算定は、難しいことから対応いたしかねますので、ご了承をお願いいたします。

Q51 購買店舗を朝 8 時までには開けてほしい。

A 労務管理の問題もあり完全に実施はできませんが、朝は営業前の準備もあることから出勤後に窓口を開け営業時間前より対応するようにいたしますので、ご理解ください。

Q52 組合員と員外とは価格差をつけられないか。

A 価格差については、J A D Dカードのポイント付与基準で差を付けてあります。また、正組合員の方には事業実績により利用高配当等を実施している所にあります。ポイントについては、約2000万円分の未利用ポイントがありますので購買品の値引き等にご使用下さい。

Q53 未収金決済サイトと米・野菜（サトイモ）等の出荷精算時期について。

A 昨年度は最終精算が遅れたことから販売額の50%を12月に仮渡しをさせていただきました。ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。園芸肥料・資材等のサイト期間は地区別に品目毎の出荷予定月の末日で設定しておりますのでご理解ください。
今後は精算が遅れることのない様取り組んで参りますが、販売額が確定した場合には、仮渡しを行うことも可能です。規程に基づき処理対応を行なって参りますのでご相談ください。

Q54 野菜の二次加工施設の建設は検討できないか。

A 現在、大根・キャベツ・白ねぎ・南瓜・ゴーヤーの契約を中心に加工用野菜出荷を行っております。（くみあい食品をはじめ、他の加工業者への出荷も取組んでいます。）
また、経済連の大規模野菜加工施設の整備など、農業・農村振興の基盤整備が進められておりますので、連携を図りながら有利販売を進めて参ります。
なお、加工業者向けの出荷については、既存品目の拡大や他品目での取組みの可能性を含め、業界の情勢と生産量の確保、需要と供給のバランス等の検討を踏まえた上で、取り組むべき課題として今後検討させていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

Q55 自家保留牛に対する助成金及び手数料見直しはできないか。

A 繁殖雌牛増頭対策を平成26年より実施し肉用牛振興会に対し助成金を支出しています。また、組合員の所得増大に向けた対策として、自家保留牛を含む農協預託農家に対しても助成金を支出しました。今後も継続して検討して参ります。
なお、県で統一した手数料となっておりますので、変更に関しては経済連へ要望として伝達いたします。

Q56 子牛価格の高騰に伴い、導入費が上限を超え、自己負担額が大きいため上限を上げることはいできないか。（現在80万円から100万円）

A 農協有牛（肥育預託）の導入限度額については、経営リスクを考慮し平成27年に60万円から80万円に引上げを実施し、県内でも上位の限度額となっております。
導入に伴う資金対応については関係部署とも協議しながら進めますので個々にご相談ください。

Q57 肥育素牛導入にかかる貸付金利の引き下げができないか。

A 預託金利1.5%は県内J Aのなかで最低の利率のため、現状では預託金利の引き下げは検討して参りませんが、平成29年3月～平成30年2月末までに導入された預託額に対して0.5%相当額の還元を実施させていただきました。

Q58 子牛セリ市場について今後はどうなるのか。始良家畜市場は残してもらいたい。

A

県連の会議のなかで市場再編等について経済連に対して質問し、今後経済連の担当部署で平成30年度より家畜市場再編に係る検討会を立上げ検討を進めていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

Q59 移動販売車や移動金融車に多くの地区を回ってほしい。

A

移動販売車運行ルートにつきましては、高齢化・人口減少を背景に地域商店の閉店、廃業により居住近隣に徒歩で生鮮品等の生活必需品を買う事が困難な地域を中心に設定しておりますが、賄いきれていないことも実情であります。今後も適時運行における分析を行い、コース見直しを図りながら地域の皆様のお役に立てるよう検討を進めて参りますので、ご要望の地域(駐車場所)がありましたら参考にさせていただきます。

なお、移動金融車については利用の少ない場所を一部変更し、また、巡回する曜日を変更し9月より新しいルートに変更する予定です。決まり次第ご案内いたしますのでご理解をお願いいたします。

Q60 JAにも商社であるという認識をもって事業をすすめてほしい。

A

JAは、組合員の参加と結集を基本に事業・活動を行う組織です。公的機関と違い購買、販売、信用、共済事業など幅広い事業を展開し事業利益を確保しながら、人件費等事業管理費を賄い、指導事業等の組合員サービスや地域貢献活動を実施して参ります。

なお、改正農協法で高い収益性を実現し事業量配当にあてるよう努めると規定されたことから自己改革を通じて変えていきます。

Q61 正組合員と准組合員の違いと組合員のメリットはなにか。

A

「正組合員」は低利な農業制度資金の活用や債務保証料の軽減措置を受けられます。

また、JAの事業実績により利用高に応じた事業分量配当を受けられます。

「准組合員」は総会での議決権や役員への選挙権などJAの運営に関与することができませんが、

「正組合員」も「准組合員」もJAのいろいろな事業サービスや施設を使うことができます。

正組合員のメリットについては、准組合員との価格差を設けるなど検討しています。

また正組合員資格の要件につきましては緩和を図った所であります。

Q62 職員採用について、苦慮している原因は何か。

A

平成30年度、新採用職員として12名採用いたしました。就職情報サイトマイナビの登録、大学、短大卒、高校生向けの就職セミナー等への参加をしていますが、各業界の人手不足を背景に採用意欲の高い企業が多く売り手市場が続いていること等が原因です。

Q63 JA-SSについて、セルフスタンド並の価格にはならないか？

A

セルフSSは人件費が少なく済むことから、価格に転嫁し安くしておりますが、それ以外のSSは営業成績と近隣相場等を勘案しながら、随時見直しを実施しております。セルフSSとの価格差をなくすことは困難でありますので、ご理解賜りたいと思います。

その他お問い合わせ事項

Q64 休眠預金活用法が施行されたが、払い出しはできるのか？

A

平成31年1月以降に休眠預金として10年経過したものは預金保険機構に収め、国が民間公益活動に活用することとなりました。もし、ご利用者の貯金が休眠預金として預金保険機構に納められたとしても、払い出し請求があった場合は、JAが預金保険機構に請求しお支払いします。また、これまでJAが受け入れたものはJAでお支払いいたしますのでご安心ください。